

〈ネットワーク（通院） 歯科健診の受診について〉

平素は健康保険組合の事業にご協力いただきありがとうございます。
通院歯科の診受診に際し、下記の点御注意下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請は、必ず希望日から10日前以上の余裕をもって行ってください。
申請は健康保険組合へ所定の用紙でお申し込み(FAX 受付)ください。
2. 受診申し込み後(健保へ申請後)、健診機関(日本歯科衛生協会)より直接ご本人様宛てに連絡が入りますので、調整のうえ確定した予定日にて必ず受診ください。
3. 歯科健診は予防歯科健診のため、健診当日の治療は出来ませんので 御了承下さい。
4. 健診の時、治療が必要と医師から判定された場合、健診を受けられた歯科医院で治療するか、他院で治療かは、受診者御本人が判断して決めて下さい。
5. 健診内容
ア.口腔疾患診査（歯科医師による診断）
イ.ブラッシング指導(歯科医師もしくは歯科衛生士)
ウ.縁上除石及び歯間清掃

※注意

今年度受診済みの方は重複して受診することはできませんので、ご注意ください。

以上

不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

ひかり健康保険組合

TEL 03-5951-7422

FAX 03-5951-9663